

徳島県規則第四十一号

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則（平成二十九年徳島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。